

名寄地区衛生施設事務組合規則第1号

名寄地区衛生施設事務組合証紙に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

名寄地区衛生施設事務組合管理者

加藤國士

名寄地区衛生施設事務組合証紙に関する規則の一部を改正する規則

名寄地区衛生施設事務組合証紙に関する規則（昭和48年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1注釈中「、1市2町にあっては」及び「、音威子府村にあっては、たて5cm、よこ10cm」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。